

石川県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等 に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

2 実施主体

石川県

3 事業内容

（1）障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①から④に該当する施設・事業所を対象とする。

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所

※ 職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し職員が不足した場合を含む。

→対象サービス：全サービス

② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所

→対象サービス：短期入所系、入所・居住系、訪問系サービス

③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）

※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2に規定する。

→施設入所支援、共同生活援助

④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

→対象サービス：通所系サービス

イ 助成額（基準単価）及び対象経費

「別添 1」に規定する。

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。

- ① 3の(1)のアの①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
→対象サービス：全サービス
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所
※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。
→対象サービス：全サービス

イ 助成額（基準単価）及び対象経費

「別添 1」に規定する。

※対象サービスの分類

通所系サービス

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

短期入所系サービス

短期入所

入所・居住系サービス

施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

相談系サービス

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

4 助成の申請手続き

- (1) 本事業は、令和5年度及び令和4年度に生じた費用を対象経費として助成する。
- (2) 経費の助成を受けようとする施設・事業所は、石川県知事に対してその旨の申請を行う。※金沢市に所在する施設・事業所は、金沢市への申請となります。
- (3) 複数の施設・事業所を有する障害福祉サービス等事業者は、石川県に所在する施設・事業所について、一括して申請することができる。(ただし、金沢市内に所在の施設・事業所は除く)
- (4) 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送又は電子メール等を基本とする。やむを得ず都道府県等の窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図ることとする。

5 補助にかかる事項

- (1) 石川県は、本事業に要する経費について、予算の範囲内で補助するものとする。
なお、障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。
- (2) 補助額の算定に当たっては、施設・事業所ごとに、3の(1)及び(2)についてそれぞれ「別添1」に定める基準単価まで助成することとし、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。
なお、複数年度に発生した費用に対して補助する場合は、費用が発生した年度ごとに補助額を算定することとする。
- (3) 補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。